



## 未処分利益による実質投資を行った場合の未処分利益減算項目への計上及び税還付申請細則の正式公布

2019年に制定された産業革新条例第23条の3において、未処分利益による実質投資を行った場合に、その投資額を未処分利益の減算項目へ計上することができ、未処分利益課税が減免されると定めています。その実施細則である「会社又は有限責任組合が未処分利益による実質投資を行った場合の減算項目への計上及び税還付申請細則」が2020年1月9日に正式に公布されました。

その関連要点のまとめは以下の通りです。

### 適用要件

- 適用開始年度：2018年度の未処分利益課税を含む営利事業所得税の申告時から適用。
- 実質投資の実施期間：利益発生年度の翌年度から3年以内に当該利益により規定の実質投資を完了する。12月決算を例とすれば、2018年度の未処分利益により2019年1月1日から2021年12月31日までにおいて実質投資を完了する必要がある。
- 実質投資の範囲：本業又は付属業務の経営上の必要のための、自社の生産又は営業に供する建物の建設又は購入、ソフト・ハードウェア設備又は技術の購入を含む。土地及び資本的支出に属さない器具や設備の購入は含まない。オペレーティングリースによりリース料を取得することを業務とする場合、リース用の資産の購入は、本業又は付属業務の経営上の使用に供するものと認められる。一方、ファイナンスリースの場合、その実質は売却であるため、営業上の使用に供するものと認められない。

- 金額基準：実際の支出合計額が100万台湾元以上。

### 投資日の認定

- 建物：購入した場合は所有権登記完了日。建設する場合は使用許可証の発行日。
- ソフト・ハードウェア設備の購入：納品日。
- 技術の購入：取得日。
- 数期にわたって建設又は納入する場合、各期の建設完了検収日又は各設備の納品日。

### 申請手続

- 未処分利益課税の申告前に実質投資額が規定金額に達している場合：規定フォームに投資項目及び金額を記入し、当年度未処分利益の計算時に、減算項目に計上する。
- 未処分利益課税の申告後に実質投資が完了し、規定金額に達した場合：投資完了日から1年以内に再計算し、当年度未処分利益申告書を修正記入した後、過大納付税額の還付を申請する。「投資が完了した日」は、規定の実質投資実施期間3年間における最後の投資に関する投資日とする。

## 添付が必要な投資の証明書類

- － 建設又は購入に係る契約書のコピー、財産目録、統一発票、輸入通関書類又は領収書等の原始証憑のコピー、納品検収の完成関連証明及び支払証明等の書類。
- － 建物の建設の場合、工事原価明細表、使用許可又は検収の関連証明の添付が必要
- － ソフト・ハードウェア設備を自社で製造した場合、原価明細表、自社用に供することになった際の帳簿記録又は関連証明
- － 当細則の正式公布版では、「取締役会又は株主総会の決議に係る証明書類」を投資の証明書類として提出が必要との草案規定が削除された。

## 作者

パートナー 陳志愷

副総経理 施淑惠

## その他留意事項

- － 2018年度の利益による2019年1月1日から本条例の公布発効日(2019年7月26日)前日までの投資に関しても、未処分利益の減算に係る規定が適用される。
- － 購入の対象物を3年以内に転貸、賃貸、転売、返品又は当初の使用目的を変更した場合、減算又は還付された税額に利息を加算し、納付しなければならない。但し、規定を満たす企業合併買収法による移転は、この限りでない。

## KPMGの見解

未処分利益による実質投資を行った場合、投資額を未処分利益減算項目へ計上することができるという規定の適用は、未処分利益申告又は修正申告の際に、規定のフォームへの記入及び投資の証明書類の添付のみが必要で、目的事業主務機関へ投資計画査定の申請は不要です。また、投資の資金源は課税後の利益に属するため、同一資金に係る租税優遇の重複適用ができないといった問題は生じません。企業は最大の節税効果を得るために、適切に計画し適用する必要があると考えられます。

## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

台北市信義路5段7号68F  
Tel : 02 8101 6666  
Fax : 02 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号  
Tel : 03 579 9955  
Fax : 03 563 2277

### 台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段  
201号7F  
Tel : 04 2415 9168  
Fax : 04 2259 0196

### 台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F  
Tel : 06 211 9988  
Fax : 06 229 3326

### 高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6  
Tel : 07 213 0888  
Fax : 07 271 3721

## 日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

### 台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)  
Fax : 02 8101 6667

### パートナー

#### 李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195  
E kojitomono@kpmg.com.tw

### 記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

#### 蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584  
E eileentsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

#### 李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991  
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

#### 須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640  
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

### 発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

### [kpmg.com/tw](http://kpmg.com/tw)

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.